第四十三条第二号中「児童福祉施設」の下に「の設置者」を加え、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「その」を「法第三十五条第四項の」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第二項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

第四十三条第一号中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

第四十四条の二第一項中「都道府県又は」を削り、同条第二項中「都道府県又は」及び「都道府県若しくは」を削り、同条第三項中「都道府県又は」を削る。

第四十五条の三第一項中「家庭的保育事業に係る法第三十四条の十七」を「病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の下に「、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由」を加え、「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第七項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条（法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項」に改め、同条第八項中「。」と」を「」と」に改め、「小規模住居型児童養育事業を」を削り、「都道府県を除く。）」と」の下に「、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と」を加え、「及び第六項」を削り、「の市町村」との下に「、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と」を加え、「同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を「法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第九項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。

附則に次の一条を加える。

第五十二条　法附則第七十三条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第七項	第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項
第三十二条第三項	第二十四条第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項
	同条第四項	第二十四条第四項
第四十六条の二第二項	第二十四条第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項第一号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第百七十四条の二十六第一項中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の下に「、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由」を加え、「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第六項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条（同法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項」に改め、同条第七項中「。」と」を「」と」に改め、「小規模住居型児童養育事業を」を削り、「都道府県を除く。）」と」の下に「、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と」を加え、「及び第六項」を削り、「の市町村」との下に「、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十一条第一項」と、「市町村」とあるのは「指定都市の市長」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第八項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。

第百七十四条の二十六第一項第十一号中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改め、同項第十六号中「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十七号中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十八号中「第三十五条」の下に「及び第五十八条第一項」を加え、同項第二十六号を同項第二十九号とし、同項第二十五号中「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第九項から第十二項まで、第三十六条、第三十八条及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものを除く。）に係る同法第五十九条の規定による質問等に関する事務

第百七十四条の二十九の二第一項第二十四号を削り、同項第二十三号を同項第二十六号とし、同項第二十二号中「、第五十六条の三、第五十八条及び第五十九条」を「及び第五十六条の三」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四　児童福祉法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理に関する事務

二十五　児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　児童福祉法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項に次の一号を加える。

三十　児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設の設置に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「おいては、児童福祉法」の下に「第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法」を加え、「及び第六項」を削り、「の市町村」と、」の下に「「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十一条第一項」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市